

# 大崎ケーブルテレビ WiMAXサービス利用約款

## 第1条(約款の適用)

1. 大崎ケーブルテレビWiMAXサービス利用約款(以下「WiMAX約款」といいます。)は、大崎ケーブルテレビインターネット加入契約約款(以下「基本約款」といいます。)の追加約款であり、基本約款と一体となって適用されます。
2. WiMAX約款は、WiMAXサービスで提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供・利用する際の当社とWiMAXサービス利用者(以下「利用者」といいます。)との間のいっさいの關係に適用されます。
3. 基本約款とWiMAX約款が抵触する場合、WiMAX約款が優先して適用されます。

## 第2条(サービスの概要)

1. 本サービスは、利用者に対し、UQコミュニケーションズ株式会社(以下「UQコミュニケーションズ」といいます。)が提供する広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)サービスの卸通信役務を利用して提供するものです。
2. 本サービスを利用できる範囲は、UQコミュニケーションズのサービスエリアに準ずるものとなります。ただし、サービスエリア内であっても、屋内、地下、トンネル、ビル影、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
3. 本サービスの提供終了は、UQコミュニケーションズがサービスを終了するときとします。ただし、UQコミュニケーションズのサービス提供期間内であっても、事情により予告なく提供期間を短縮し、または提供を終了する場合があります。
4. 本サービスは、WiMAX接続専用の「WiMAXコース」があり、サービスの種類・内容・料金は別表に記載のとおりとします。

## 第3条(利用制限)

1. 当社は、他の利用者に影響を及ぼすトラフィックを伴う利用を発見した場合は、その利用を制限することがあります。また、通信が著しく輻輳する場合には、通信時間または特定地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 当社は、一定時間以上継続して利用し電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断することがあります。

## 第4条(料金の計算方法)

1. 当社は、利用料金を暦月単位で計算して請求するものとし、利用者が暦月の途中に利用を開始した場合は、翌月1日より課金するものとなります。ただし、機器追加にかかる料金については、利用者が当社所定の方法により機器追加の申込をなし、当社がこれを承諾した日より課金するものとなります。
2. 利用者は、契約期間の途中で解約する場合であっても、契約満了日までの料金を支払うものとなります。

## 第5条(契約終了手続の特則)

利用者は、契約を終了させようとする月の20日までに、利用契約を終了させるとの意思表示を当社所定の方法で当社に通知することにより、利用契約を終了させることができます。

## 第6条(最低利用期間)

1. 本サービスの最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日から1ヶ月とします。
2. 利用者が最低利用期間内に本サービスの契約を終了する場合は、解約手数料として2,100円を支払うものとなります。

## 第7条(WiMAX対応機器)

1. 本サービスの利用には、WiMAX対応機器(UQコミュニケーションズに付与された無線局の免許により運用できるものおよび本サービスのWiMAX回線に接続できるもの)に限ります。以下「機器」といいます。)が必要です。
2. 利用者は本サービスを利用するにあたり、当社所定の方法により、自らが使用する機器について当社が指定する情報を通知するものとなります。
3. 利用者が使用する機器に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、当社またはUQコミュニケーションズは利用者に、当該機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。
4. 利用者が使用する機器について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、UQコミュニケーションズが総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、利用者は該当する機器の使用を停止して、自らの費用負担にて、無線設備規則(昭和25年電波管理委員会規則第18号)に適合するよう、その修理等を行うものとなります。
5. 当社は、前項の修理等が完了したときは、利用者に対し当該修理等が完了した機器について電波法の規定に基づく検査を受けることを要求できるものとし、利用者は自らの費用負担にて当該検査に応じるものとなります。

## 第8条(機器のレンタル)

1. 利用者は、機器をレンタルする場合は、当社所定の手続により申込むものとし、その料金は、別表2に記載のとおりとします。
2. 当社は、当社が指定した機器を1契約につき1台貸与します。ただし、利用者が機器追加サービスを利用する場合は、貸与台数は最大3台とします。
3. 利用者は、機器のレンタル契約を解約する場合は、当社所定の手続により届け出るものとなります。
4. 当社と利用者との本サービスの契約が終了した場合、同時に機器のレンタル契約も終了するものとなります。
5. 利用者は、レンタル契約が終了した場合および機器の交換が必要となった場合は、速やかに利用機器を当社の指示に従い返還するものとなります。返還に伴う送料は利用者が負担するものとなります。
6. 前項の定めにかかわらず、利用者から利用機器が返還されない場合、当社は、利用者に対し、機器が返還されるまでの間、レンタル料金を請求することができるのと同時に、別途定める違約金等を請求するものとなります。
7. 利用者は、機器を善良なる管理者の注意をもって保管・使用するものとなります。
8. 利用者は、次の各号の行為を行ってはならないものとなります。
  - (1) 機器を日本国外に持ち出すこと。
  - (2) 機器を譲渡または担保に供すること。
  - (3) 機器を転貸または売却して第三者に利用させること。
  - (4) 機器を分解、解析、改造、変更などして、引き渡し時の現状を変更すること。
  - (5) 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。
  - (6) プログラムの全部または一部を複製、変更、その他機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害すること。
9. 利用者は、機器を滅失(盗難による場合を含む。)、毀損または損傷したときは、直ちにその旨を当社に通知し、その原因を問わず、別途定める代替機器の購入代金相当額または修理代金相当額の損害金を支払うものとなります。

10. 当社は、機器に障害が発生し通常の使用ができなくなったときは、当社の負担により交換を行います。返還に伴う送料は利用者が負担するものとし、機器発送に伴う送料は当社が負担するものとなります。障害の発生が会員の責に帰すべき事由によるときは、会員は別途定める代替機器の購入代金相当額または修理代金相当額の損害金を支払うものとなります。

## 第9条(約款の変更)

1. 当社は、利用者とは個別の協議をすることなくWiMAX約款を変更することができ、利用者は約款の変更をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
2. 当社は、変更後の約款を速やかに利用者へ通知します。
3. 約款が変更された場合、料金その他の提供条件、利用内容は変更後の約款によります。

## 付則

本約款は、2011年 7月 1日より実施します。

## 別表1. WiMAXサービスの種類・内容・料金

項目		登録手数料	金額
基本サービス	WiMAXコース	2,700円 (税込 2,835円)	4,000円/月 (税込 4,200円/月)
その他サービス	機器追加	100円 (税込 105円)	200円/月 (税込 210円/月)
基本利用料の割引	ケーブルテレビサービス または インターネットサービス + WiMAXコース	—	基本サービス料金より -200円/月 (税込 -210円/月)

注1. 利用時間は無制限です。

2. 本サービスには、メールアドレス1個(1GB)が付属しています(ドメインはtiki.ne.jp)。
3. 本サービスに付属するメールアドレスで送受信される電子メールに対しては、当社が業務委託契約を締結している株式会社エヌディエス指定のウイルスチェックソフトによるウイルスチェックが行われます。
  - ・当社および株式会社エヌディエスは、指定のウイルスチェックソフトが有する性能およびその他の仕様範囲でウイルスチェック機能を提供し、あらゆるコンピュータウイルスを検出し駆除することを保証するものではありません。
  - ・本サービスに付属するメールアドレス宛に送信される電子メールにウイルスが検出された場合は、ウイルスを駆除し、その旨の警告メッセージを添付して電子メールを送信します。
  - ・株式会社エヌディエスのメールサーバから送信された電子メールにウイルスが検知された場合、ウイルスを駆除し、その旨の警告メッセージを添付して、指定された送信先へ電子メールを送信します。
  - ・本ウイルスチェック機能に起因して、利用者またはその他第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して、当社および株式会社エヌディエスはいっさいの責任を負いません。
4. 本サービスに付属するメールアドレス宛に送信される電子メールに対しては、当社指定の迷惑メール判定ソフトによる迷惑メール判定およびヘッダ部分への判定結果の表示が行われます。
5. 機器追加では、利用するWiMAX対応機器を2台まで追加することができます。
6. 機器追加の申込を行った場合でも、複数機器からの同時接続はできません。
7. 機器追加の料金は、機器1台あたりの金額です。
8. 当社の有線テレビジョン放送サービスまたはインターネット接続サービスのいずれかと併用する場合、基本サービスの利用料金より割引を行います。ただし複数のサービスをご利用の場合は、いずれかひとつの利用料金の割引が適用されます。

## 別表2. 機器レンタル料

項目	金額
機器レンタル料	500円/月 (税込 525円/月)

\* 機器レンタル料は、機器1台あたりの金額です。